別表第一から第四までを次のように改める。

別表第一（第三条、第四条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第十一条
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第二（第五条、第六条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）

別表第三（第八条、第九条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第一号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条、第十一条関係）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の七第二項第二号（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）	第六条第六項
核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）	第十一条の十一第六項
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）	第六条第六項
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）	第十一条第四項第六号及び第十一条第十項第十号
核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）	第七条第六項
核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）	第十三条第六項
使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）	第八条第六項
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）	第六十七条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）	第十三条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）	第二十六条第六項
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）	第二十七条第六項
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）	第六十二条第六項
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）	第四十四条第六項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４５６５号

東京都文京区音羽１丁目５番８号
債務者　株式会社ジェイピーエー
代表者代表取締役　鍵本　平雄

1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　哲
4　破産債権の届出期間　平成26年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５７７号

東京都江戸川区北葛西５丁目18番２―711号
債務者　有限会社芙陽産業
代表者代表取締役　中野　和雄

1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江洋祐
4　破産債権の届出期間　平成26年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９８号

東京都杉並区阿佐谷北２丁目９番９号
債務者　有限会社オフィスコットンキャンディー
代表者代表取締役　森北つむぎ

1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　昌典
4　破産債権の届出期間　平成26年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前10時

東京地方裁判所民事第20部